

令和7年度 高松市大島マップこども版（仮）作成業務プロポーザル 選定基準

評価項目			評価基準	配点
1	提案者に関する項目	経営規模	資本金や売上高等から見て、提案者の経営規模が本業務を遂行する上で適切であるか	25
		業務実績	同種・類似業務の実績により、本業務を適切に遂行するために必要な知識や経験を有しているか	
		業務遂行力	プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案内容を適切に説明し、円滑な業務の遂行が期待できるか	
2	提案内容に関する項目	本業務に対する理解度	本業務の目的や内容、本市の現状や課題を適切に理解しているか	65
		市の取組との整合性	提案内容が、関連する本市の施策や事業と整合性が取られているか	
		的確性	提案内容が、本業務の目的や内容の実現に向けて、要求される水準を満たすものであるか	
		実施体制	本業務担当者の構成や役割分担、経験年数などから、適切な業務を提供できる体制になっているか	
		実現性	提案内容が具体的で、実現可能なものになっているか	
3	提案価格に関する項目	提案内容との整合性	提案内容が、提案価格と整合性が取れているか	10
		価格点	5点を満点とし、次のように算出する。 ・ 点数＝100×（1－提案価格／提案上限額） ・ 点数の算出に当たっては、小数点第1位以下を切り捨てる。	
合計				100
上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。 各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者としします。 <u>ただし、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u> 総合点が最も高い事業者が2人以上ある場合は、「提案内容に関する項目」の合計点が高い事業者を、業務委託候補事業者としします。 「提案内容に関する項目」も同点の場合は、審査員で協議し、業務委託候補事業者を特定します。 <u>応募事業者が1事業者であった場合も、当該合計を評価した委員の人数で除した平均点が60点に満たない場合は採用しません。</u>				
【「提案内容」の評価基準】 各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。 (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。 (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。 (3) 標準的である場合には、「3点」とします。 (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。 (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。 (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。 各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。 (得点)＝(評価点)×(加重)				